リスク見積り測定と個人ばく露測定 よくある質問

問1 クリエイトシンプルで、リスクが高いとの判定が出た。全て実測しないといけないか 答 個人ばく露測定は、リスクアセスメントの手法の1つですが、実測が必要とは限りませ ん。化学物質のリスクアセスメントは、事業者に実施義務が課されていますが、その方法ま で指定されているわけではないので、自ら妥当と思われる方法を選択します。

CREATE-SIMPLE によりリスクが不自然に高く出る場合や、必要なリスクが見過ごされる場合も当然あります。1つの手法を過信せず、他の簡易ツールや様々な数理モデル、簡易測定など実情に即したものを見つけてください。

問2 クリエイトシンプル ver2.5 では、推定ばく露濃度として、呼吸域の濃度でなく(呼)吸用保護具の内側での)ばく露の程度が算出されてしまう。濃度基準値設定物質については、全て新しい ver3.0 で計算しなおす必要があるか。

答 CREATE-SIMPLE ver2.5 を使用するときは、初期の算定において、呼吸用保護具を使用しない設定にてばく露濃度の推定をしてみましょう。得られる推定ばく露濃度は、呼吸域の濃度となりますので、確認測定の要否を判定できます。

問3 濃度基準値設定物質に対し、簡易測定を行って呼吸域の濃度が濃度基準値の2分の 1以下と判明すれば、確認測定はしなくてよいか。

答 呼吸域の濃度の見積りは、事業者が妥当と考える方法によることができます。作業状況により妥当かどうかの判断は必要ですが、作業環境測定結果(A/B)や検知管測定、パッシブサンプラーによる個人ばく露測定などにより見積もることもできます。見積りの妥当性については、事業者が判断します。

問4 濃度基準値設定物質について、簡易ツールの見積りを経ずに中災防に個人ばく露測 定を依頼し、リスクの見積りをしてもらうことは可能か。

答 個人ばく露測定結果については、リスクの見積りとして事業者において判断し、活用いただけます。中災防の作業環境測定士が立ち会って実施した個人ばく露測定結果については、リスクの見積りの結果、呼吸域の濃度が濃度基準値の2分の1を超えることとなった場合、そのまま確認測定結果報告書としても活用いただけます。

問5 濃度基準値設定物質について、自らサンプリングを実施し、中災防にサンプルの分析 を依頼し、自らリスクの見積りをすることは可能か。

答 中災防は、受け入れたサンプルについてのデータを証明しますので、それをリスクの見

積りとして事業者において判断し、活用いただけます。サンプリング条件や方法などが測定 結果に影響するので、作業環境測定士など知識と経験を要求されるものもあります。あらか じめサンプラーメーカーなどに確認ください。

問 6 作業環境測定機関がサンプリングを実施し、中災防に分析を依頼して実施しした場合、確認測定の証明となるのか。

答 中災防は、サンプリング実施機関から受け入れたサンプルについてのデータを証明します。確認測定として有効かどうかは、サンプリング実施機関が判断して依頼者に証することとなります。サンプリング方法、サンプリング中の作業環境測定士の立会い状況、サンプルの保管輸送状況などが、個人ばく露測定の精度に影響することがあるためです。